

答 申 第 4 9 号  
( 諮 問 第 5 0 号 )

平成 2 9 年 2 月 1 3 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 8 年 2 月 2 5 日付け鎌深地第 4 9 0 号で諮問のあった下記の  
事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

## 1 審査会の結論

異議申立人が平成27年11月25日に公開請求を行った「深沢地域整備事業に関連する事について、平成20年度以降の藤沢市（神奈川県含む）会議、協議、調整、打合せ、議事録等の書面 尚、村岡深沢地区全体構想検討委員会の書面は、不要。」に対して実施機関が平成28年1月28日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる情報は公開することが妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成27年11月25日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「深沢地域整備事業に関連する事について、平成20年度以降の藤沢市（神奈川県含む）会議、協議、調整、打合せ、議事録等の書面 尚、村岡深沢地区全体構想検討委員会の書面は、不要。」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成28年1月28日付け鎌倉市指令深地第26号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成28年2月5日付けで異議申立てを行った。

### (2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分の一部を取り消すとの決定を求める。

### (3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成28年2月5日付けで提出された異議申立書、平成28年3月11日に提出された意見書で主張している異議申立ての理由は、次のように要約される。なお、異議申立人は口頭意見陳述を申し出なかったため、異議申立人の口頭意見陳述は

実施していない。

ア 公開された文書の記載に間違っただ箇所があるため、調査し、市長に報告を行うとともに異議申立人にも書面にてその結果を求める。

イ 正しい書面の公開を請求する。

ウ 神奈川県、藤沢市及び鎌倉市の行政並びに行政間で行われた内容が公開されていない。

エ 条例第6条第1号及び第2号については争わない。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成28年3月8日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び同年12月12日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 公開した文章の記載内容については、保存文書の内容に関するものであり、異議申立ての要件には該当しない。

(2) 公開した文書は条例に従い、適切な行政文書を公開している。

(3) 非公開とした文書のうち、藤沢市との打合せ議事録の内容、または（仮称）村岡新駅の実現に向けた検討会の資料において、検討段階の道路計画、新駅設置の担保に係る考え方、駅前広場図面、藤沢市、鎌倉市の費用負担（案）については、現在、神奈川県、藤沢市、鎌倉市等で審議中の事項で未成熟な情報であり、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがあるため、条例第6条第3号に該当する。

### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の異議申立書、意見書及び実施機関からの決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

#### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、深沢地域整備事業に関連して、平成20年度以降に鎌倉市が藤沢市、神奈川県との間で実施された会議、協議、調整、打合せ等の書面である。

異議申立人は、本件異議申立てについて、条例第6条第1号及び第2号該当性については争わないと述べていることから、本件対

象文書について条例第6条第3号に該当するとして非公開とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関は、本件対象文書のうち、本件処分については検討段階の道路計画、新駅設置の担保に係る考え方、駅前広場図面、藤沢市と鎌倉市の費用負担（案）が、条例第6条第3号に該当すると主張する。すなわち、実施機関は、当該情報は検討段階の情報であり、現在、神奈川県、藤沢市及び鎌倉市で審議、検討又は協議を進めている未成熟な情報であり、当該事業に係る庁内の審議等の場において取り交わされる自由かつ率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがあると主張する。

ウ 当審査会が本件対象文書をインカメラで見分したところ、実施機関が主張するとおり道路計画、新駅設置の担保に係る考え方、駅前広場図面、神奈川県、藤沢市と鎌倉市の費用負担（案）の内容が認められた。

エ このうち、非公開箇所である道路に係る計画及び広場図面については、近隣住民や地権者に影響を与えうる情報であり、現時点では未成熟な内容を含むことから、行政として一定の方向性が定まる前に公開することによって、市民に不正確な理解や誤解を与えるとする実施機関の主張には理由がある。また、新駅設置の担保に係る内容及び費用負担に関する内容についても、現時点において審議が続いている未成熟な内容であり、一般に新駅設置に係る費用負担の検討においては受益者負担に係る内容が含まれることもあるなど、内容は行政内部に留まらず、第三者への影響も考えられることから、同様に公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるとする実施機関の主張には理

由がある。よって、条例第 6 条第 3 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に示す部分については、公開したとしても条例第 6 条第 3 号に定めるおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

公開すべき情報

該当資料名称	
該当項目	該当内容
2015.6.25 第2回検討会資料 村岡新駅設置に伴う費用負担(割合)の考え方について(藤沢市案)	
1. 藤沢市の費用負担(割合)の基本的な考え方	表に含まれる自治体名
2. 関連事業を含む概算事業費からの費用負担の検討 (1) 新駅設置に伴う関連事業概算事業費	表の費目名
(鎌倉市作成 2015/06/25) 費用負担の考え方について	
2ページ 3) 費用負担の検討 イ) 費用割合(案)	表に含まれる自治体名

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 7 / 1 1 / 2 5	行政文書公開請求書が提出される
1 2 / 1 0	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
2 8 / 1 / 2 8	行政文書一部公開決定通知書送付
2 / 5	異議申立書が提出される (担当課：深沢地域整備課)
2 / 2 5	審査会に対し諮問
2 / 2 6	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
3 / 8	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
3 / 9	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
3 / 1 1	異議申立人から意見書を受理
3 / 1 4	実施機関に意見書(写)送付
1 2 / 1 2	第83回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
2 9 / 2 / 1 3	第84回審査会で審議
2 / 1 3	答申(答申第49号)